鳴門教育大学研究紀要
（人文・社会科学編）
第20巻　2005

覚一本『平家物語』における「行為指示型表現」について

原　卓志

（キーワード：行為指示型表現、命令、依頼、勧め、平家物語）

はじめに

話し手が聞き手に対して、自らの要求に沿った行為の遂行を働きかける、いわゆる「行為指示型表現」について、これまでに多くの研究成果が公にされてきた。現代日本語研究の分野では、「行為指示型表現」の機能を明らかにするとともに、各機能がどのような表現形式で実現されるのかという問題が検討され、「行為指示型表現」の内部構造が解明されつつある。また、古典語研究の分野では、各時代・各作品における「命令・勧誘表現」あるいは「依頼表現」についての分析が進められ、古典語に見られる様々な表現形式と待遇表現との関係が明らかにされてきた。今後は、両分野での研究成果を総合し、古代から現代にいたる「行為指示型表現」の内部構造について、その構造の変容を歴史的に捉えることを目指す必要があると思われる。

本稿は、「行為指示型表現」の内部構造の変容を通時的に捉えることを目的とした研究の取り掛かりとして、覚一本『平家物語』[注1]を対象として、以下のような考察を行う。

①覚一本『平家物語』（以下『平家物語』と略称する）の「行為指示型表現」には、どのような表現形式が認められるか。

②それぞれの表現形式は、「行為指示型表現」のどの機能と対応しているか。

③②の結果から、『平家物語』における「行為指示型表現」の内部構造を把握する。

④③の結果を踏まえて、「行為指示型表現」の内部構造の変容についての通時的な見通しを得る。

一、現代語における「行為指示型表現」の内部構造

『平家物語』の考察に入る前に、現代語における「行為指示型表現」の内部構造について、姫野伴子氏の説[注2]を取り上げて概観しておきたい。

姫野氏は「行為指示型表現」の機能を、「その行為による受益者は、話し手であるか、聞き手であるか」また、「その行為遂行を決定するのは、話し手であるか、聞き手であるか」という、行為遂行による「受益者」と、行為遂行の「決定権者」の二つの基準によって、〔表1〕のように分類された。「誘い」については、行為者が「話し手＋聞き手」の場合のみとし、受益者は基本的に聞き手（ある場合には「話し手＋聞き手」）であるとされ、「勧め」の中に位置付けられている。

〔表1〕

	決定権者	
	話し手	聞き手
競合型（受益者　話し手）	命令的指示	依　頼
懇親型（受益者　聞き手）	恩恵的指示	勧　め

また、それぞれの機能がどのような表現形式によって実現されるのかという点について、〔表2〕のように、各機能と代表的な表現形式の対応関係を示された。

〔表2〕

		競合型 受益者＝話し手		懇親型 受益者＝聞き手		
		命令的指示	依頼	恩恵的指示	勧め	誘い
決定権		話し手	聞き手	話し手	聞き手	聞き手
話し手	なさい	×	×	○	×	△
	てください	△	×	○	×	○
	てもらえますか、等	△	×	×	○	△
	ませんか	△	×	×	○	○
	ますか	×	×	×	○	○
	ましょう	×	×	×	○	○
聞き手	た方がいいですよ	○	○	△	×	×
	たらどうですか	○	○	×	○	×
	てもいいです	○	○	×	○	×

姫野氏はこのような対応関係から、「行為指示型表現」の特徴として、以下の諸点を指摘されている[注3]。

(1)「てください」は、すべての機能を実現することのできる非常に特殊な形式である。

(2)丁寧な命令形である「なさい」は、指示的な機能を実現するのが普通である。

(3)「なさい」「てください」を除くと、「てもらえますか、等」の競合型（受益者が話し手）の形式と、「ませんか」から「てもいいです」までの懇親型（受益者が聞き手）の形式とに大きく二分される。

(4)(3)の特徴は、日本語の行為指示型表現において、受益者がだれかという点が形式選択上の特に重要な決定要因になっていることを示唆する。

(5)「依頼」は、授受動詞を補助動詞として用いる形式でしか実現できない。

(6)懇親型の「勧め」と「誘い」は、種々の形式、中でも「勧め」専用と言える形式（「ませんか」「ますか」「たらどうですか」など）を持っている点が特徴的である。

さらに、「勧め」と「依頼」の表現形式、「誘い」と「勧め」の表現形式を比較することによって、次の二つの点を指摘された。

(7)主として競合型の機能を果たす形式と、主として懇親型の機能を果たす形式とは交代できない方が一般的である。これは、日本語が受益者の表出に敏感であるという理由による。

(8)話し手自らの利益のために聞き手を共同行為に誘う場合、「しよう」を用いることは誤用と言ってよい。すなわち、「しよう」は誘い専用の形式であり、依頼に用いることはできない。

「命令的指示」「恩恵的指示」「依頼」「勧め」の四機能を分類する上で、分類基準として取り上げられた、「行為遂行の決定権者」と、「行為遂行による受益者」は、姫野氏も述べられるように、話し手と聞き手に、二者択一的に決定できるものではなく、話し手と聞き手の間に連続的に存在するものである。このことから、個々の具体的な表現が、「行為指示型表現」の四つの機能のうち、どの機能を実現したものであるのかを分類する際には、判断に迷う場合も少なくない。しかし、理論的に導き出された大枠としての機能分類は十分に納得できるものではなかろうか。この枠組みについての修正は、今後、さまざまな表現形式と機能との対応関係についての検討を経て行われるべきものであろう。

〔表2〕に関しては、いささか疑問に思われる点がある。まず、「てください」の形式がすべての機能を実現する表現形式であるという点が問題となる。それは、「てください」が授受動詞「くださる」を補助動詞として用いていることから、基本的には受益者が話し手であることを明示する表現形式であると解釈されることによる。少なくとも、受益者が聞き手である「勧め」「誘い」に用いられる場合には、何らかの条件があると考えられ、「依頼」と同様に無条件に「勧め」「誘い」に用いられるわけではなさそうである[注4]。

次に、「てもらえますか、等」の形式が「命令的指示」機能を実現する表現形式として用いられるという点が疑問に思われる。この形式が、「…か」という疑問表現の形である点からすれば、行為の決定権は聞き手に委ねられていると考えられるからである。

さらに、競合型・懇親型のどちらかに傾く表現形式があることから、日本語では受益者の表出に敏感であると説かれる。確かに納得できる指摘であるが、一方では「なさい」のように決定権を話し手に置いた指示的機能を実現する表現形式が存在する。また、姫野氏が競合型・懇親型のどちらかに傾く表現形式であるとされたのは、いずれも本来、疑問表現や意志表現・判断表現などとして用いられる「間接的行為指示型表現」と呼ばれるものである。これに対して、「直接的行為指示型表現」である動詞命令形・補助動詞命令形などが用いられた場合はどうなのであろうか。この二つの表現形式の関係も詳細に分析・検討する必要があると思われる。

細かくみれば、以上のような疑問点も存するのであるが、これらについても、今後歴史的な検討の上で明らかになっていくものであろう。本稿ではひとまず『平家物語』における「行為指示型表現」の各例を姫野氏の四機能分類に従って分類するところから考察をはじめたい。

二、『平家物語』における「行為指示型表現」

『平家物語』の「行為指示型表現」には、次のような表現形式が見られる。

【直接的行為指示型表現】

（一）命令形型表現形式〈活用語の命令形で文が終止するもの〉

①動詞命令形（助動詞命令形を含む）

②補助動詞命令形（「て」を介さないもの）

③て＋補助動詞命令形（て＋たべ／て＋たばせ給へ）

④命令形＋終助詞（や・かし・よ）

【間接的行為指示型表現】

（二）当為判断型表現形式〈当為の助動詞「べし」を用いたもの〉

①べし　②べう候　③べきなり　④べきぞ

（三）推量型表現形式〈推量の助動詞によって文が終止するもの〉

①む・う　②こそ…め

（四）疑問型表現形式

①当為＋疑問（べきか／べうや候らん）　②推量＋疑問（てむや／なむや）

以上の他に、文末の述語部分が省略された「言いさし」の例が見られるが、ここでは考察の対象から除外する。

（一）命令形型表現形式

①動詞命令形（助動詞命令形を含む）

ここでは、動詞命令形および助動詞命令形で文が終止する例について検討する。分類にあたっては、聞き手への敬意を表す尊敬語動詞と尊敬の助動詞を別に取り扱うことにした。また、話し手と聞き手の身分的関係を、上位の者から下位の者への発話、対等の者への発話、下位の者から上位の者への発話の三段階に分けた。各機能における用例数をまとめると、〔表3〕のようになる。

〔表3〕

		競合型			懇親型		
		受益者＝話し手			受益者＝聞き手		
	決定権	命令的指示	依頼		恩恵的指示	勧め	誘い
		話し手	聞き手		話し手	聞き手	聞き手
上→下	普通語	一九六			一	二〇	
	聞き手への敬意		二			一	
対等	普通語	三九	三				
	聞き手への敬意			八		一	
下→上	普通語	一					
	聞き手への敬意		一			四	
計		二三六	一四		一	二六	

尊敬語動詞や尊敬の助動詞を除く、普通語（謙譲語を含む）の動詞命令形、および尊敬以外の助動詞の命令形で文終止する例の多くは、身分的に上位の者から下位の者に対する発話に見られ、「命令的指示」を実現していると解釈される。

これらには、以下のような例が見られる。

1、（清盛入道）「是非に及べからず、高倉宮からめとッて、土佐の畑へ流せ」とこそのたまひけれ。（上・二一四）〔清盛→配下の者〕

2、（高倉天皇）「ちかう参れ。仰下さるべき事あり」。（上・三三三）〔高倉天皇→宿直の仲国〕

対等の者に対する発話は、次のように、戦場や衆議の場面で大勢の人々に向かって指示や呼びかけを行い、また、相手に対して強力な主張を行うようなものである。

3、（山門の大衆）上卿をとッてひつぱり、「しや冠うち落せ。其身を搦て湖に沈めよ」などぞ衆議しける。（上・六〇）〔大衆→その他の大衆〕

4、平家の方には、「よし、をとなせそ。敵に馬の足をつからかさせよ。矢だねを射尽させよ」とて、（下・一五五）〔平家の侍同士〕

下位の者から上位の者に対する発話は、上位の者の威光を背景としたものであり、上位の者から下位の者に対する発話に準じて扱うことができる。

5、平家の侍共、道にて馳むかひ、「西八条へ召さるゝぞ。きッと参れ」と言ひければ、（上・七八）〔清盛配下の侍→西光〕

「恩恵的指示」と「勧め」に関しては、分類に迷う例が多い。ひとまず、次のように「許し・許可」にあたる例を「恩恵的指示」とし、それ以外を「勧め」に分類した。

▽「恩恵的指示」の例

6、（前右大将宗盛）「さらば奉公せよ。頼政法師がしけん恩には、ちッとも劣るまじきぞ」とて入給ひぬ。（上・二一四）〔宗盛→滝口競〕

▽「勧め」の例

7、（足利又太郎忠綱）「…手をとりくみ、肩をならべてわたすべし。鞍つぼによく乗りさだまッて、あぶみをつよう踏め。馬のかしら沈まばひきあげよ。いたうひいてひッかづくな。水しとまば、さんづのうへに乗りかゝれ。…」とおきてて、（上・二四四）〔足利又太郎忠綱→配下の侍たち〕

8、（源蔵人仲兼）「いでさらば、わが馬に乗かへよ」とて、（下・一〇八）〔源蔵人仲兼→配下の加賀房〕

「恩恵的指示」の例6は、滝口競が、本心では源三位頼政を慕いつつ、宗盛を謀って、「平家方に奉公したいと考えている」と述べたことを受けて、宗盛がその申し出を許可するのである。この宗盛のことばにおいて、「奉公する」という行為は、聞き手である滝口競の利益になることであり、行為遂行の決定権は、許しを与えた話し手である宗盛にあると判断できる。「勧め」の例7は、配下の侍に対し

て戦い方を助言したものである。ただし、戦いの場面における上位者からの指示であるとも解釈でき、その点で「命令的指示」に分類することもできる。例8は、上位者から下位者に対して、その便宜をはかろうとする発言であり、「恩恵的指示」と解釈することもできる。このように、「勧め」の例も「命令的指示」「恩恵的指示」に解釈し得るところに、この表現形式の特徴があると考えられる。

「命令的指示」「恩恵的指示」では、行為遂行の決定権は話し手の側にあり、聞き手には決定権がない。聞き手における行為遂行の意志などを顧みない機能であると言える[注5]。身分的に上位であるということを背景として、下位の者に行為の遂行を強制する場合はもちろん、戦場や僉議の場面で大勢の人々に向かって呼びかけたり、自分の要求を強く主張する場合にも、いちいち聞き手の意志を尊重しようなどとはしないだろう。このような聞き手における行為遂行の意志を顧みない表現形式が、普通語動詞の命令形・尊敬以外の助動詞命令形という形式なのである。聞き手への配慮を行わないことから、次掲例のように、古文献に述べられた教訓や諺などに見られる言い回しのように、特定の聞き手がいないような場合にも用いられる[注6]。

9、(内大臣平重盛)「…聖徳太子十七ヶ条の御憲法に、「…こゝをもッて設人いかると云共、かへッて我とがをおそれよ」とこそ見えて候へ。…」(上・九七)〔『十七条憲法』のことば〕

10、「太政大臣は、一人に師範として、四海に儀けいせり。国をおさめ道を論じ、陰陽をやはらげおさむ。其人にあらずは則闕けよ」と言へり。(上・一一)〔『令義解』のことば〕

以上のように、普通語動詞の命令形・尊敬以外の助動詞命令形が担っている機能を捉えた上で、「依頼」の表現として分類した例について考察してみたい。

11、荊訶これを聞き、范予期がもとにゆいて、「われ聞く、なんぢがかうべ五百斤の金にほうぜらる。なんぢが首われにかせ。取ッて始皇帝にたてまつらん。…」(上・二八四)〔荊訶→范予期〕

12、僧都せん方なさに、渚にあがりたふれ臥し、おさなき者の、乳母や母などを慕ふやうに足摺をして、「是乗せてゆけ、具してゆけ」と、おめきさけべ共、(上・一四四)〔俊寛→成経・康頼ら〕

例11は、荊訶が范予期に、范予期自身の首を貸してくれというのであるから、そのままに解釈すれば「依頼」ということになるだろう。しかし、ここで、聞き手に対する配慮を行わない普通語動詞命令形という、聞き手における行為遂行の意志を無視した表現形式を取っているということは、聞き手である范予期には決定権がないことを示して、決して否とは言わせない、たとえ否と言ったとしても首は取るというような、荊訶の決意の強さを表していると解釈される。また、例12は、何度も頼み込んだ甲斐もなく、ついに、自分一人を残して鬼界が島を漕ぎ出した舟に向かって、俊寛が最後の願いを叫ぶ場面である。ここで用いられた普通語動詞命令形は、もはや、成経や康頼などに配慮する余裕もなく、自分の願いをただひたすらに要求するだけの心情を描き出していると解釈される。

このように、普通語動詞命令形・尊敬以外の助動詞命令形は、基本的に、行為遂行の決定権が話し手にある「命令的指示」「恩恵的指示」の機能を担っていると見ることができそうである。これに対して、尊敬語動詞命令形・尊敬の助動詞命令形は、「依頼」「勧め」機能を実現する表現形式であると見られ、以下のような例がある。

▽「依頼」の例

13、入道相国もれ聞いて、源大夫判官秀貞をもッて、雅頼卿のもとへ、「夢見の青侍急ぎ是へたべ」との給ひつかはされたりければ、(上・二七七)〔清盛→中納言源雅頼卿〕

14、(平重衡)ひたいのかみをすこしひきわけて、口の及ぶところをくひきッて、「これをかたみに御らんぜよ」とて、たてまつり給ふ。(下・三三四)〔平重衡→北の方〕

▽「勧め」の例

15、(清盛入道)「…今は出仕し給へ。官途の事も申沙汰仕るべし。さらばとう帰られよ」とて入給ぬ。(上・一八八)〔清盛→左少弁行隆〕

16、(平重衡の北の方)「あまりに御すがたのしほれてさぶらふに、たてまつりかへよ」とて、あはせの小袖に浄衣を出されたりければ、(下・三三四)〔平重衡の北の方→平重衡〕

行為の遂行者である聞き手に対する敬意を示す尊敬語動詞・尊敬の助動詞を使用するということは、話し手による聞き手への配慮のあらわれである。聞き手に対して配慮するということは、聞き手の意志を尊重することにつながる。このことが、行為遂行の決定権を聞き手に委ねる方向に働き、この表現形式が「依頼」「勧め」の機能を担うようになるのである。

注意しておきたいのは、普通語動詞命令形・尊敬以外の助動詞命令形という一つの表現形式が「命令的指示」「恩恵的指示」の二つの機能を、尊敬語動詞命令形・尊敬の助動詞命令形という一つの表現形式が「依頼」「勧め」の二つの機能を

担っており、「命令的指示」と「恩恵的指示」のどちらか一方、あるいは「依頼」と「勧め」のどちらか一方の機能の専用形式ではないということである。すなわち、聞き手への配慮は、行為遂行の決定権を話し手から聞き手側に移すことにつながり、表現形式によって行為遂行の決定権の所在を示すが、受益者が聞き手であるか、話し手であるかは示さないのである。

②補助動詞命令形（「て」を介さないもの）

補助動詞命令形については、尊敬の補助動詞・丁寧の補助動詞・謙譲の補助動詞の三種に分けて考察したい。

まず、尊敬の補助動詞命令形（たまへ・たべ・おはしませ）の形式をもつ用例を分類すると、〔表4〕のようになる。

〔表4〕

		競合型 受益者＝話し手		懇親型 受益者＝聞き手	
		命令的指示		恩恵的指示	
決定権		依頼		勧め誘い	
		話し手	聞き手	話し手	聞き手
上→下		一四		二三	
対等		一一		一八	
下→上		四六		二一	
計		七一		六二	

この表現形式は、尊敬の補助動詞を用いることによって、話し手による聞き手への配慮がなされたものである。先の動詞命令形を用いた表現形式で考察したように、聞き手への配慮が、聞き手の意志の尊重につながり、行為遂行の決定権を聞き手に委ねることになる。すなわち、尊敬の補助動詞命令形は、「依頼」「勧め」機能を担う表現形式であったと考えられよう。

▽「依頼」の例

17、（仏御前）あまになつてぞ出来る。「かやうに様をかへて参りたれば、日比の科をばゆるし給へ。…」と、小雨小雨とかきくどきければ、（上・二八）〔仏御前→祇王〕

18、（新大納言成親）「…今度も同はかひなき命をたすけさせおはしませ。命だにいきて候はば、出家入道して、…」と申されければ、（上・八四）〔新大納言成親→内大臣重盛〕

19、燕丹天にあふぎ地に臥て、「願は馬に角をひ、烏の頭しろくなしたべ。故郷に帰ッて、今一度母を見ん」とぞ祈ける。（上・二八二）〔燕丹→神〕

▽「勧め」の例

20、（九郎義経）「…さかろをたてうとも、かへさま櫓をたてうとも、殿原の舟には百ちやう千ぢやうもたて給へ。義経はもとの櫓で候はん」との給へば、（下・二六一）〔義経→梶原などの侍〕

21、（土肥次郎実平）「いかに佐々木殿、物のついてくるひ給ふか。大将軍のゆるされもなきに狼藉也。とゞまり給へ」と言ひけれ共、（下・二五三）〔土肥次郎実平→佐々木三郎守綱〕

22、（源三位頼政）「…官人共御迎へに参り候。急ぎ御所をいでさせ給て、三井寺へいらせをはしませ。入道もやがて参り候べし」とぞかいたりける。（上・二一五）〔源三位頼政→高倉の宮（書状）〕

尊敬の補助動詞命令形「たまへ」が、対等の関係にある者、あるいは下位の者に対しても用いられるのは、中世に入って「たまへ」の敬意が低下してきたことによる[注7]。これに対して、「たべ」「おはしませ」は、それぞれ使用される数が二例・七例と少ないが、引用した例18・19・22のように、下位の者から上位の者への発話にだけ使われており、普通語動詞に直接下接した「たまへ」よりも敬意が高かったのではないかと考えられる。

次に、いわゆる丁寧の補助動詞命令形「さうらへ（さぶらへ）」を使用した表現形式について検討する。この形式の用例を整理すると、〔表5〕のようになる。

〔表5〕

		競合型 受益者＝話し手		懇親型 受益者＝聞き手	
		命令的指示		恩恵的指示	
決定権		依頼		勧め誘い	
		話し手	聞き手	話し手	聞き手
上→下	普通語	三			
	謙譲語	一			
	聞き手への敬意		二		一
対等	普通語				
	聞き手への敬意		四		
下→上	普通語				
	聞き手への敬意		一九		一五
計		四	二五		一六

『平家物語』における「さうらへ（さぶらへ）」については、西田直敏氏の詳細な御論考[注8]がある。西田氏は、『平家物語』の命令表現「さうらへ（さぶらへ）」

は、「尊敬語＋候へ」の場合は対人敬語として認められるが、「普通語＋候へ」「謙譲語＋候へ」の場合は聞き手への敬意が払われていないことを明らかにされた。また、「普通語＋候へ」「謙譲語＋候へ」という表現は、「身分差を背景にして、話し手の品位を保ちつつ、相手にうむを言わせず話し手の意図に従うよう強制する威圧的な荘重な表現であった」とされる。

〔表5〕によれば、「命令的指示」に分類される四例は、すべて「普通語＋候へ」「謙譲語＋候へ」の形であり、「依頼」「勧め」に分類される例は、聞き手への敬意を表す「尊敬語＋候へ」の形となっている。ここでも、聞き手に対して敬意を払うか、払わないかという違いによって、行為遂行の決定権が話し手にあるか、聞き手に委ねられるかという違いが現れている。

以下に、それぞれの例を引用する。

▽「命令的指示」の例

23、御供の人々、「なに者ぞ、狼藉なり。御出のなるに、のりものよりおり候へおり候へ」といらでけれ共、（上・三九）〔摂政藤原基房の御供の人々→平資盛ら一行〕

24、法皇仰なりけるは、「…たとひ報謝の心をこそ存ぜず共、豈障碍をなすべきや。速にまかり退き候へ」とて、（上・一四七）〔後白河法皇→物の怪（もとの大納言ら）〕

▽「依頼」の例

25、（内大臣宗盛）「…山の手は大事に候。おのおのむかはれ候へ」とのたまひければ、（下・一四九）〔宗盛→平家の君達〕

▽「勧め」の例

26、（今井四郎）「…しばらくふせき矢仕らん。あれに見え候、粟津の松原と申。あの松の中で御自害候へ」とて、（下・一三三）〔今井四郎→木曽義仲〕

謙譲の補助動詞命令形「たてまつれ」「まゐらせよ」「まうせ」を用いた表現は、話し手自身に対する自敬表現か、行為の及ぶ第三者への敬意を表す表現かになり、聞き手への敬意を表さない（注9）。したがって、次の例のように、いずれも「命令的指示」を実現する表現形式となっている。

27、（閻魔王）「此御房の作善のふばこ、南方の宝蔵にあり。とり出して、一生の行、化他の碑文見せ奉れ」。（上・三五二）〔閻魔王→冥官〕

28、（五条の三位俊成卿）「さる事あるらん。其人ならばくるしかるまじ。入れ申せ」とて、（下・四九）〔俊成→配下の者〕

③て＋補助動詞命令形（て＋たべ／て＋たばせ給へ）

助詞「て」に尊敬の補助動詞命令形「たべ」「たばせたまへ」が下接した形式は、聞き手への敬意を表すものであることから、行為遂行の決定権を聞き手に委ねる表現形式となる。『平家物語』では次のような例が見られ、〔表6〕にまとめたように、いずれも「依頼」の表現として用いられている。

〔表6〕

競合型 受益者＝話し手			懇親型 受益者＝聞き手		
命令的指示	依頼		恩恵的指示	勧め	誘い
決定権 話し手	聞き手		話し手	聞き手	聞き手
上→下	二				
対等	二				
下→上	三				
計	七				

29、（小宰相）「…たゞ水の底へ入らばやと思ひ定めてあるぞとよ。そこにひとりとゞまつてなげかんずる事こそ心ぐるしけれども、わらはが装束のあるをば取ッて、いかならん僧にもとらせ、なき人の御菩提をもとぶらひ、わらはが後生をもたすけたまへ。かきをきたる文をば都へつたへてたべ」など、こまごまとのたまへば、（下・一八五）〔小宰相→めのとの女房〕

30、（内大臣宗盛）「あひかまへて、今度の命をたすけてたべ」との給ひければ、（下・三二二）〔宗盛から、九郎義経に向かってのことば〕

31、（那須与一宗高）「南無八幡大菩薩、我国の神明、日光権現・宇都宮・那須のゆぜん大明神、願くはあの扇のまなか射させてたばせ給へ。…」（下・二七六）〔那須与一宗高→八幡大菩薩などの神々〕

この表現形式は、授受動詞「たぶ」「たばす」を補助動詞として用いることによって、聞き手による行為（恩恵）が話し手に及ぶことを示している。すなわち、行為遂行の決定権は聞き手にあり、受益者は話し手であることを明示した、「依頼」のための専用表現形式であると考えられる。

時代は降るが、この形式について、ロドリゲスは『日本大文典』の中で次のように述べている（注10）。

○尊敬すべき人と命令法を用ゐて話す場合には、尊敬及び丁寧さを増す為に、Te(て)、又は、De(で)に終る分詞と、与へるといふ意の動詞、即

ちCudasaruru（下さるる）、tamoru（賜うる）等とを使ふ。（中略）この言ひ方が命令法として使はれる事は全く疑ひ無い。例へば、Caite kudasareyo（書いて下されよ）。Maitte tamore（参ってたまうれ）。書け、行けなどの意。○これと同じ言ひ方を、身分の低い者に向っても盛んに用ゐる。又、尊敬せられるべき人から卑しい者へも使ふが、それは余り尊大ぶったところがなくて、ある優しみを持った言ひ方だからである。例へば、Maitte curei（参ってくれい）は maire（参れ）の意。Xite curei（してくれい）は、これを為るやうに汝に頼むといふ意。Caite curei（書いてくれい）。

ロドリゲスの記述の中には「たべ」「たばせたまへ」の例は見られないが、授受動詞が補助動詞として「て」に接続した形が、「依頼」の表現形式として、中世後半期に盛んに用いられたことがわかる。『平家物語』に見られる、授受動詞「たぶ」「たばす」を補助動詞として用いた「て＋たべ」「て＋たばせたまへ」という表現形式は、中世後半期の「て＋くだされよ」「て＋たまうれ」などの表現形式のさきがけ的なものであったのではないかと考えられる。

④命令形＋終助詞（や・かし・よ）

これまでに述べてきた、動詞（助動詞を含む）命令形、補助動詞命令形という形式の上に、さらに終助詞（や・かし・よ）の接続した形式が見られる。これら終助詞によって付加されるニュアンスについては、平安時代の和文作品を対象とした詳細な研究があり、本稿ではそれらを踏まえて簡略に述べることにしたい。

先ず、「命令形＋や」について整理すると〔表7〕のようになる。

〔表7〕

		競合型 受益者＝話し手			懇親型 受益者＝聞き手		
		命令的指示	依頼	恩恵的指示	勧め	誘い	
	決定権	話し手	聞き手	話し手	聞き手	聞き手	
上→下	普通語	一七					
	聞き手への敬意						
対等	普通語	二三					
	聞き手への敬意						
下→上	普通語						
	聞き手への敬意						
計		四〇	一				

柴田敏氏は、「＋ヤは、直截な『要求表現』の形式だといえるだろう。『聞き手』への心情的な配慮や、周囲への社交的な配慮は稀薄で、『話し手』の要求を遠慮なく、時に高圧的に、時に大らかに呈示する形式であると考えられる。そのような＋ヤには、声が大きい、あるいは口調がきついと解される例も見られる」と説かれている[注11]。

用例のほとんどが普通語動詞命令形に下接したものであり、「命令的指示」に分類される。このことは、柴田氏の説かれるように、聞き手への配慮が稀薄であり、話し手の要求を遠慮なく、時に高圧的に呈示する形式であることをよく表している。

32、（建礼門院）「世をいとふ所に、なにもののとひくるやらん。あれ見よや。忍ぶべきものならば、急ぎしのばん」とて見せらるゝに、（下・三九四）〔建礼門院→お付きの尼〕

33、平家是を見て、「かたきは小勢なり。なかにとりこめて討てや」とて、（下・二八一）〔平家の侍同士〕

34、（佐々木四郎高綱）「…佐々木四郎高綱、宇治河の先陣ぞや。われと思はん人々は、高綱にくめや」とておめいてかく。（下・一二三）〔佐々木四郎高綱→木曽義仲軍の侍たち〕

35、（山門の大衆）「十二神将七千夜叉、時刻をめぐらさず、西光父子が命を召しとり給へや」と、おめきさけんで、呪咀しけるこそ、聞もおそろしけれ。（上・六八）〔僧→神〕

多くの例は、例33・34のように戦場での命令や号令に用いられており、即時の行為遂行が求められている。例34では、「おめいてかく」と、大声であることが直接述べられているが、例33他の例も戦場という場面を考えると、大声であったであろうことが読み取れる。例32では、建礼門院のことばに用いられており、当時の高貴な女性も使用する表現形式であったことがわかる。この場合は、戦場の場面のような大声であったとは考えられないが、周囲に不審な物音がすることに気づいたという、いわば「緊急事態」において、強くかつ即座に行為の遂行を要求する場面で使用されたものであると考えられる。尊敬語とともに用いられると、例35のように「依頼」の表現になるが、「時刻をめぐらさず」ということばから、この場合も緊急事態における速やかな行為遂行の要求であると判断される。

「命令形＋かし」について、柴田氏は「＋カシは、（中略）『聞き手』に向かって強く要求を突きつけるのでなく、『聞き手』を意識しながら、心理的な距離を保つ、独白的なスタイルの形式なのだろう。先に『修辞的命令』と分類した例について

は、『聞き手』の存在を考えない、独白のスタイルとして使用されているものと考えられる」と説かれる(注12)。また、「命令形＋かし」以外の例をも含めて『源氏物語』に使用された「かし」の用例を分析され、「カシは〈待ち望み〉〈判断〉という言表事態めあてのモダリティを弱める働きを持ち、多様な表現性もその弱められた〈待ち望み〉〈判断〉のモダリティから生み出される」ことを説かれている(注13)。

「命令形＋かし」を分類すれば、〔表8〕のようになる。

〔表8〕

		競合型 受益者＝話し手			懇親型 受益者＝聞き手		
		決定権 話し手	命令的指示 依頼 聞き手	恩恵的指示 勧め 誘い 話し手	聞き手		
上↓下	普通語		八		一		
	聞き手への敬意						
対等	普通語		二				
	聞き手への敬意		一				
下↓上	普通語						
	聞き手への敬意		三		四		
計			一四		五		

『平家物語』には、次のように、直接相手に向かって要求するのではない、いわゆる「願望表現」として解釈できる文脈で、「命令形＋かし」が用いられた例が見られる。

36、(滝口競の心中)「はや日の暮れよかし。此馬に打乗ッて、三井寺へはせ参り、三位入道殿のまッさき懸けて打死せん」とぞ申ける。(上・二二五)

37、(小宰相の会話に引用された越前三位通盛のことば)「…なのめならずうれしげにて、通盛すでに三十になるまで、子といふもののなかりつるに。あはれなんしにてあれかし。うきよのわすれがたみにも思ひをくばかり。…」(下・一八四)

柴田氏の説に従うならば、「行為指示型表現」として「命令形＋かし」が用いられると、〈待ち望み〉のモダリティが弱められて、婉曲的な要求として行為遂行の決定権を聞き手の側に委ねるような表現形式となる。その結果、「命令的指示」よりやわらかな「依頼」「勧め」の機能を実現する表現となるのではないかと解釈される。

▽「依頼」の例

38、(維盛)「…急ぎ都へのぼり、おのおのが身をもたすけ、且は妻子をもはぐゝみ、且は又維盛が後生をも訪へかし」とのたまへば、(下・二三一)〔平維盛→与三兵衛・石童丸〕

39、(内大臣宗盛)「いかに、重能は心がはりしたるか。けふこそわるう見ゆれ。四国の物共にいくさようせよと下知せよかし。おくしたるな」との給へば、(下・二八八)〔内大臣宗盛→阿波民部重能〕

40、(九郎義経)「いかに宗高、あの扇のまゝなか射て、平家に見物させよかし」(下・二七五)〔九郎義経→那須与一宗高〕

▽「勧め」の例

41、(めのとの女房)「…おさなき人をもそだてまいらせ、いかならん岩木のはざまにても、御さまをかへ、仏の御名をも唱へて、なき人の御菩提をもとぶらひまいらッさせ給へかし。…」(下・一八六)〔めのとの女房→小宰相〕

42、(藤蔵人大夫重兼)「…何かはくるしう候べき。彼社へ御参りあッて、御祈誓候へかし。…」(上・一一六)〔藤蔵人大夫重兼→徳大寺大納言実定〕

この表現形式を、上位の者から下位の者に対して用いると、かなり聞き手に配慮して下手に出たようなニュアンスとなる反面、逆に挑発的なニュアンスや皮肉めいたニュアンスが読み取れるような場合もある。例38は、維盛が自身の出家・入水後のことを配下の与三兵衛・石童丸に依頼する場面であり、話し手である維盛は下手に出て、婉曲に要求するのである。死ぬも生きるも、主人である維盛とともにと考えている忠義の二人を前にして、なんとか生きながらえて、自分の後世を弔ってもらおうと依頼している。例39は、心変わりしたと見られる阿波民部重能を斬ろうという新中納言知盛の意見を却下した宗盛のことばである。下手に出た要求によって、例38とは違って、阿波民部重能を挑発・鼓舞しようとしたと解釈される。同様に挑発・鼓舞と解釈されるのが例40である。

以上のように「命令形＋かし」は、行為遂行の決定権を聞き手に委ねる「依頼」「勧め」の機能を実現する表現形式であると理解できる。

「命令形＋よ」の例は、『平家物語』に1例だけが使用される。次の例である。

43、(少将成経)「…もし命いきて、おひたちたらば、法師になり、我後の世とぶらへよ」との給へば、(上・一〇八)〔父成経→三才の子ども〕

「命令形＋よ」は、柴田氏によれば「『話し手』が『聞き手』に対して、好意や期待を持っている場合に使用される形式で、『話し手』と『聞き手』との上下の隔

たりは小さく、特に親密な関係にあることもあり、公的な『場面』よりも私的な『場面』で使用されるものだと考えられる」とされる(注14)。例43は、鹿谷事件に巻き込まれ、清盛に呼び出された少将成経と我が子との別れを描いた場面であり、親密で私的な場面での使用例である。幼い我が子に将来の生き方を教え指示する上で、親密さ優しさが込められてはいるが、行為遂行の決定権を聞き手に委ねたものとは考えにくく、「命令的指示」の例として解釈する。

(二) 当為判断型表現形式

当為の助動詞「べし」を用いた「行為指示型表現」には、①「べし」で文が終止するものの他に、②「べう候」、③「べきなり」、④「べきぞ」があるが、②③④は用例が少なく、その表現が担う機能も①と差がないと考えられるので、ここでは①を中心に考察することとする。

『平家物語』で、「行為指示型表現」として用いられた、文が「べし」によって終止する表現は、〔表9〕のように分類される。

〔表9〕

			競合型 受益者＝話し手		懇親型 受益者＝聞き手		
		決定権	命令的指示 話し手	依頼 聞き手	恩恵的指示 話し手	勧め 聞き手	誘い 聞き手
上↓下	普通語		二三		一		
	聞き手への敬意			三		五	
対等	普通語		三				
	聞き手への敬意			三		二	
下↓上	普通語						
	聞き手への敬意			五		一〇	
計			二六	一一	一	一七	

普通語に「べし」が下接する場合には、次のように「命令的指示」(例44)あるいは「恩恵的指示」(例45)となっている。

44、入道相国大にいかッて、「大将軍権亮少将維盛をば、鬼界が島へ流すべし。侍大将上総守忠清をば死罪におこなへ」とぞの給ひける。(上・三一一)〔清盛→配下の侍たち〕

45、(兵衛佐頼朝)「けふばかりは逗留あるべし」とてとゞめらる。(下・八八)〔兵衛佐頼朝→院宣の使、中原泰定〕

これに対して、尊敬語(尊敬の補助動詞・助動詞を含む)に下接した場合には、「依頼」(例46)あるいは「勧め」(例47)となる。

46、(弥平兵衛宗清)「…兵衛佐たづね申され候はば、「あひ労る事あッて」と仰候べし」と申ければ、(下・二四六)〔宗清→池大納言頼盛〕

47、(滝口入道)「…たとひ又百年の齢をたもち給ふ共、此御恨はたゞおなじ事と思食さるべし。…」(下・二四〇)〔滝口入道→平維盛〕

このように、普通語に「べし」が下接したものは、普通語動詞命令形の形式と同様に、聞き手への配慮を感じさせない、「命令的指示」「恩恵的指示」機能を担う表現形式であったと考えられる。一方、尊敬語(尊敬の補助動詞・助動詞)に下接する「べし」は、尊敬語によって、聞き手への配慮を示すことになり、行為遂行の決定権を聞き手に委ねる「依頼」「勧め」機能を担っている。

(三) 推量型表現形式

①む・う

ここでは推量型表現形式としたが、『平家物語』の「行為指示型表現」で助動詞「む」によって文が終止する(「こそ…め」形式を除く)例は五例で、すべて一人称主語の述語に使用された、いわゆる「意志」の意味の「む」である。

48、能登殿、「奴原はこわ(は)い御敵で候。かさねて勢を給はらん」と申されければ、(下・一四二)〔能登守教経→平宗盛〕

49、仏御前、「…をのづ(お)から後迄忘れぬ御事ならば、召されて又は参るとも、けふは暇をたまはらむ」とぞ申ける。(上・二〇)〔仏御前→清盛〕

いずれも謙譲語に下接した「たまはらむ」の形であり、「依頼」機能を実現していることから、一見「依頼」機能専用の表現形式であるかのように見られるが、「む」を用いた表現形式は、平安時代の和文作品では「依頼」のほかに、以下のような「勧め」にも用いられており、「依頼」専用の表現形式であると見ることはできない。なお、この点については「てむや・なむや」について検討する際に、再度考えてみたい。

○(大内記は、浮舟の隠れている宇治の屋敷に匂宮を案内し)「まだ人は起きてはべるべし。ただこれよりおはしまさむ」としるべして、入れたてまつる。(源氏物語⑥一一一)

○(雨の中少将と帯刀は落窪のもとに向かうが、途中でひどい目に会い、少将は自宅に引き返そうと言い出した。それに対して帯刀は)「…殿はいと遠

くなりはべりぬ。行く先はいと近し。なほおはしましなむ」と言へば、（落窪物語・一二五）

○（東山にて夕顔の亡骸の様子を見ている源氏に、惟光は帰宅をうながす）「夜は明け方になりはべりぬらん。はや帰らせたまひなん」と聞こゆれば、（源氏物語①二五四）

②こそ…め

「む」を用いた表現形式が、「依頼」「勧め」の機能を担っていることから、係助詞「こそ」による強調表現である「こそ…め」の表現形式も、基本的に「依頼」「勧め」に用いられる。「依頼」二例、「勧め」三例が見出される。

▽「依頼」の例

50、（めのとの女房）「相かまへて思召立つならば、ちいろの底までも、ひきこそ具せさせ給はめ。…」なんど申て、（下・一八六）〔めのとの女房→小宰相〕

▽「勧め」の例

51、小松殿、父の禅門の御まへにおはして、「…大納言が死霊をなだめんとおぼしめさんにつけても、生て候少将をこそ召しかへされ候はめ。…」など申されければ、（上・一四〇）〔重盛→清盛〕

いずれも二人称主語の述語として用いられている。これらは、遠まわしに話し手の要求を伝えようとする一種の婉曲表現であると捉えられ、行為遂行の決定権は聞き手に委ねられている。

（4）疑問型表現形式

疑問型表現形式は、当為判断型表現形式に疑問表現が加わった形式と、推量型表現形式に疑問表現が加わった形式の二種類がある。

①当為＋疑問（べきか／べうや候らん）

この形式は「べうや候らん」の形で十一例見られ、下位の者から上位の者に対する要求に用いられている。そのうち十例が例52・53のように、尊敬語とともに用いられて、「依頼」「勧め」機能を実現している。「べし」を用いた当為判断型表現に疑問表現を加えることで、さらに丁寧な物言いになっている。これらがいずれも二人称主語であるのに対して、例54は一人称主語である。このような一人称主語の場合には、普通語とともに用いて「依頼」を表したのであろう。

52、（那須与一宗高）「射おほせ候はむ事不定に候。射損じ候なば、ながきみかたの御きずにて候べし。一定つかまつらんずる仁に仰付らるべうや候らん」と申。（下・二七五）〔那須与一→九郎義経〕

53、（讃岐中将時実）「…なにかくるしう候べき、ひめ君達あまたましまし候へば、一人見せさせ給ひ、したしうならせおはしまして後、仰らるべうや候らん」（下・三一五）〔讃岐中将時実→平時忠〕

54、（滝口競）「…乗ッて事にあふべき馬の候つる、したしいやつめにぬすまれて候。御馬一疋ぐだしあづかるべうや候らん」と申ければ、（上・二二五）〔滝口競→宗盛〕

②推量＋疑問（てむや／なむや）

推量型表現形式に疑問表現が加えられた形式は、文末が「てむや」「なむや」となるもので、「てむや」が一例、「なむや」が五例見られる。この形式について、森野宗明氏は、行為の遂行を求めるものではあるが、ためらいや気配りを集約的に表現したものである旨説かれている[注15]。

55、（平重衡）「…西国へ下し時、文をもやらず、言ひをく事だになかりしを、世々のちぎりはみな偽にてありけりと思ふらんこそはづかしけれ。文をやらばやと思ふは。尋て行てんや」との給へば、（下・二〇二）〔平重衡→右馬允知時〕

56、（内大臣宗盛）能登殿のもとへ、「たびたびの事で候へども、御へんむかはれ候なんや」とのたまひつかはされたりければ、（下・一四九）〔宗盛→能登守教経〕

例55は、源氏によって、囚われの身となっている重衡にしてみれば、かつて女性との仲を取り持ってもらった右馬允知時に、再び同じ女性への連絡役を引き受けてもらうのには気がひける。また、源氏の侍達の監視の目が厳しい中で、使いをさせることに躊躇もするのである。そんな重衡のためらいの気持が「てむや」にあらわれている。例56は、一の谷で、平家の君達から山の手への出撃を拒否された宗盛が、最後に頼みに行けるのは、結局能登守のところしかなかった。最も危険な最前線に、毎度のように出てもらわなければならないことを思い、他の君達に対して不甲斐なさを感じつつ、ためらいがちに依頼するのである。

『平家物語』では、いずれも「依頼」であるが、この形式が「依頼」機能の専用

形式であるかどうかという点に関しては、単純に結論を下せないように思われる。

「てむや」の「勧め」の例を確認していないが、「なむや」については、平安時代の和文作品に次のような「勧め」と解釈できる例が見出される。

○（落窪の私室で、少将は自分の屋敷に移り住むことを勧める）「ここはいみじう参り来るも人げなき心地するを。渡したてまつらむ所におはしなむや」とのたまへば、（落窪物語・一四二）

○（近江の君の行儀の悪さに閉口した内大臣は、行儀見習いのために、弘徽殿女御のもとに出仕することを勧める）「女御、里にものしたまふ。時々渡り参りて、人のありさまなども見ならひたまへかし。ことなることなき人も、おのづから、人にまじらひ、さる方になれば、さてもありぬかし。さる心して見えたてまつりたまひなんや」とのたまへば、（源氏物語③二三七）

また、「てむ」には「誘い」に用いられたと解釈される例がある。

○（中秋の宴で夜を明かそうという源氏の誘い）「今宵は鈴虫の宴にて明かしてん」と思しのたまふ。（源氏物語④三七二）

岡崎正継氏の説を参考にすれば(注16)、「なむや」は「依頼」「勧め」の二つの機能を実現するが、「てむや」は「依頼」専用の形式であると解釈することもできそうである。しかし、既に述べたように、推量型表現形式の「む」には、平安時代の和文作品の中で、受益者が話し手である「依頼」と、聞き手である「勧め」の両方の例が見られた。その「む」と疑問の係助詞「や」とが接続した「むや」は、岡崎氏が説かれるように「勧め」に用いられた例が多いが、『宇津保物語』には、次のような「依頼」と解釈できる例も見られる。

○（兼雅は女三の宮付きの女房に、昔のように食事を出してくれるように依頼する）おとど、「ここにや」とのたまひて、「右近や、むかし思ほえて賄ひせむや。湯づけせよ」などのたまへば、（宇津保物語②五五五）

また、強意・完了の助動詞「ぬ」「つ」の命令形も、平安時代の和文作品には次のように「依頼」「勧め」に用いられたと解釈できる例が見られる。

▽「依頼」と解釈できる例

○（中納言家の四の君を替え玉と結婚させようという少将に対して、女君は、復讐の件は忘れてほしいと依頼する）女君、「これはや忘れたまひね。かの君や憎かりし」とのたまへば、（落窪物語・二〇五）

○（父朱雀院に出家させてほしいと懇願する女三の宮）宮も、いと弱げに泣いたまひて、「生くべうもおぼえはべらぬを、かくおはしまいたるついでに、尼になさせたまひてよ」と聞こえたまふ。（源氏物語④二九五）

▽「勧め」と解釈できる例

○（深夜まで縫い物をする姫君に寝ることを勧める少将。また、少将に先に寝ることを勧める女君）「夜いたう更けぬ。おほし寝たまひね」と責むれば、「いま少しなめり。はやう寝たまひね。縫ひ果ててむよ」と言へば、（落窪物語・一五五）

○（宇治の八の宮の屋敷を寺にすることを中の君に勧める薫）「…かしこは、なほ、尊き方に思し譲りてよ。…」（源氏物語⑤三八七）

今後、なお慎重に検討しなければならないが、以上のように、「むや」「ぬ」「つ」に「依頼」「勧め」の用法が見られることからすれば、「てむや」だけに限って「依頼」専用の表現形式であると考えるのには躊躇されるのである。

三、『平家物語』から見た「行為指示型表現」史

前節のように『平家物語』における「行為指示型表現」を考察すると、平家物語の「行為指示型表現」は、聞き手への配慮を行わない表現形式と、聞き手への配慮を行う表現形式の大きく二つに分けられた。前者の表現形式は、行為遂行の決定権が話し手にあるもので、「命令的指示」「恩恵的指示」の二つの機能を担い、後者の表現形式は、行為遂行の決定権を聞き手に委ねる「依頼」「勧め」の二つの機能を担っている。また、一つの機能だけを担っている専用表現形式であると考えられたのは、なお検討の余地のある「てむや」を除けば、「依頼」機能の専用表現形式である「て＋補助動詞命令形」形式の「て＋たべ」「て＋たばせ給へ」のみであった。

「て＋補助動詞命令形」という表現形式は、川上徳明氏による平安時代の「命令・勧誘表現体系」(注17)の中にも見られない形式であり、中世になって新たに出現した形式であると考えられる。とすれば、平安時代までの「行為指示型表現」は、行為遂行の決定権が話し手にあるか、聞き手にあるかという一つの基準を、聞き手に対する配慮＝待遇表現によって表すだけであり、現代語に見られる、行為遂行による受益者が誰であるのかというもう一つの基準を、表現形式の上では区別していなかったと考えられるのである。すなわち、「命令的指示」と「恩恵的指示」、「依頼」と「勧め」は、表現形式上区別されておらず、未分化の状態であったと見ることができる。これを簡単に図示すれば次のようになろう。

平安時代の待遇表現は、様々な人間関係や場面の中で、かなり複雑に表現し分けられており、各表現形式の複合形式も見られることから、この図のような単純なものではなく、実際の運用に関してはもっと複雑な重層構造として捉える必要がある。つまり、各表現形式の位置が截然と定まっているのではなく、互いに重なり合いながら重層的に待遇（低）から待遇（高）へと漸層的につながっていくと考えられる。そしてそこには、行為遂行による受益者が誰であるのかという基準は存在しなかったと考えられるのである。

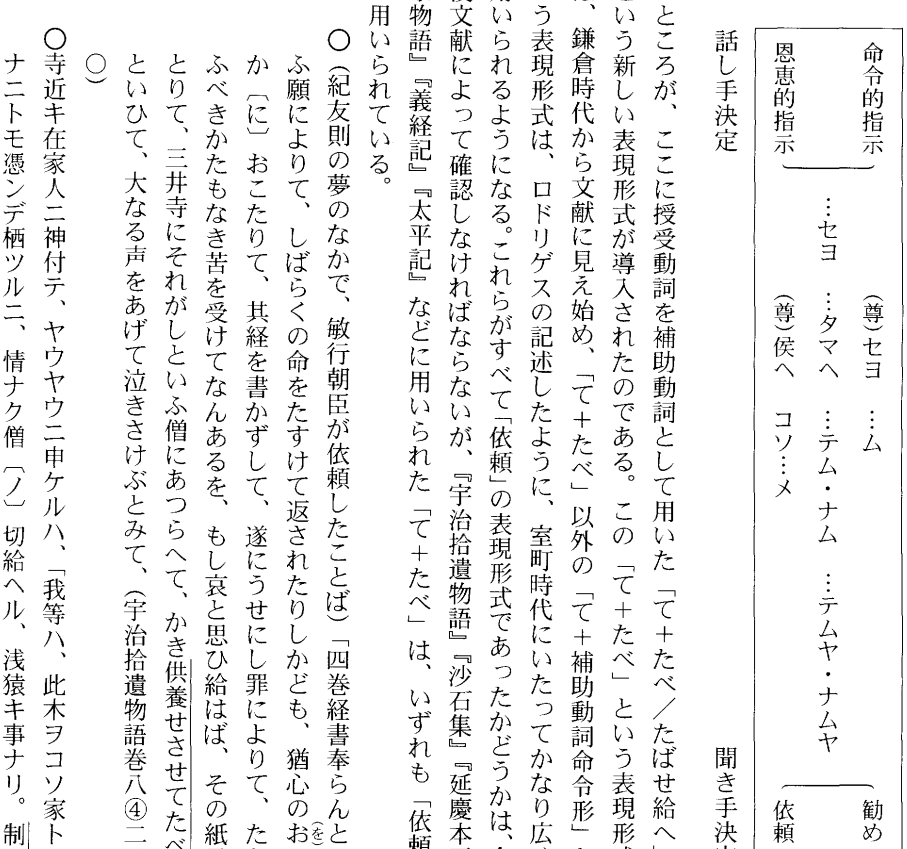

ところが、ここに授受動詞を補助動詞として用いた「て＋たべ／たばせ給へ」という新しい表現形式が導入されたのである。この「て＋たべ」という表現形式は、鎌倉時代から文献に見え始め、「て＋たべ」以外の「て＋補助動詞命令形」という表現形式は、ロドリゲスの記述したように、室町時代にいたってかなり広く用いられるようになる。これらがすべて「依頼」の表現形式であったかどうかは、今後文献によって確認しなければならないが、『宇治拾遺物語』『沙石集』『延慶本平家物語』『義経記』『太平記』などに用いられた「て＋たべ」は、いずれも「依頼」に用いられている。

○（紀友則の夢のなかで、敏行朝臣が依頼したことば）「四巻経書奉らんといふ願によりて、しばらくの命をたすけて返されたりしかども、猶心のおろか〔に〕おこたりて、其経を書かずして、遂にうせにし罪によりて、たとふべきかたもなき苦を受けてなんあるを、もし哀と思ひ給はば、その紙尋とりて、三井寺にそれがしといふ僧にあつらへて、かき供養せさせてたべ」といひて、大なる声をあげて泣きさけぶとみて、（宇治拾遺物語巻八④二五〇）

○寺近キ在家人ニ神付テ、ヤウヤウニ申ケルハ、「我等ハ、此木ヲコソ家トモナニトモ憑ンデ栖ツルニ、情ナク僧〔ノ〕切給ヘル、浅猿キ事ナリ。制シマイラセテタベ」ト云フ。（沙石集巻六・二九〇）

○与一ガ郎等佐奈多文三家安ヲ招寄テ、「佐奈多ヘ行テ、母ニモ女房ニモ申セ。『…若兵衛佐世ヲ打取給ハヾ、二人ノ子共、佐殿ニ参テ、岡崎ト佐奈多トヲ継セテ、子共ノ後見シテ、義忠ガ後世ヲ訪テタベ』ト可云」ト申ケレバ、（延慶本平家物語第二末・五八ウ）

「て＋たべ／たばせ給へ」が「依頼」専用の表現形式であるとすれば、受益者は誰かという、平安時代にはなかった新たな基準が、中世になって生じたと考えられるのである。また、「依頼」専用の表現形式が鎌倉時代から生じてきたのに対して、「勧め」専用の表現形式がこの時期に見られないことからすれば、行為遂行の決定権が聞き手にある行為指示型表現から、特に「依頼」機能が専用の表現形式をともなって分化してきたことになる。

「たべ」は「与ふ」の尊敬語「たぶ」の命令形である。本動詞「たぶ」は、上位者が物を下位の者に与えることを意味するが、その受け手が話し手自身の場合には、自己を卑下した「（自分に）くれる。与えてくれる」のような意味となる。このような用法が存したことが、恩恵（利益）が話し手に及ぶことをあらわす「て＋たべ」の成立に関係したと考えられる。また、同じ「与ふ」の尊敬語として「給ふ」があったが、山田孝雄氏が夙に指摘された[注18]ように、中世には尊敬の意を加える補助動詞として用いられており、「与える」意味は「たぶ」が担っていた。それ故に、「て＋たまへ」ではなく「て＋たべ」が新たな表現形式として生じたのだと考えられよう。さらに、動詞連用形に直接「たぶ」が付くような形式が採られなかったのは、「動詞連用形＋たべ」が既に平安時代から用いられており、同じ形式を用いたのでは、受益者が話し手であることを表現形式の上から明確に示し得なかったからではないかと想像される。

○（風や浪が荒れたので、幣を奉ったが一向におさまらない。そこで楫取りが勧めて言う）「幣には御心のいかねば、御船もゆかぬなり。なほ、うれしと思ひたぶべき物奉りたべ」といふ。（土佐日記・五九）

このような「依頼」専用の表現形式が、この時期に何故出現したのかという問題は、「やる」「くれる」「もらう」などの授受動詞の意味的な変化と、絶対敬語から相対敬語へという敬語法の変化とに関わっていると考えられる。さらに、平安時代までの、「内」の者同士のコミュニケーションで事足りていた時代から、中世に入って、「外」の者とのコミュニケーションが必要となってきたということとも関係するのであろう。平安時代までは、巧みな待遇表現によって、要求された行為を遂行するか、しないかを決定するのは誰であるのかが示されるだけで、行為

遂行による受益者が誰であるかなどに関しては、場面や文脈で十分理解し得たのであろう。しかし、場面や文脈に依存しているだけでは、互いの意思疎通が図りにくい「外」の者とのコミュニケーションが必要となった時、受益者が話し手であることが明示される「依頼」専用の表現形式が求められたのではないかと考えられる。他の人々と良好な人間関係を保ちながら自らの要求を満たしていくことは、非常に重要な課題である。その課題を解決するには、「勧め」よりも「依頼」表現の方が重要であったのではなかろうか。そのために、まず「依頼」機能を担う専用の表現形式「て＋補助動詞命令形」が生み出されたのではないかと想像されるのである。

むすび

本稿では、『平家物語』の「行為指示型表現」を考察することを通して、「行為指示型表現」の通時的な考察の糸口と見通しを得るようにつとめてきた。その結果、平安時代までの「行為指示型表現」では、受益者が話し手であるのか、聞き手であるのかということを明示する表現形式は存在せず、行為遂行の決定権が話し手にあるのか、聞き手にあるのかを示すだけの表現形式だけが存したことが理解された。また、鎌倉時代に入って、「依頼」専用の「て＋たべ／たばせ給へ」という注目すべき表現形式が生まれたことを知った。これは、平安時代に受給表現補助動詞が存在しなかったこととも関連して、受給表現の発達と極めて密接な関係があると考えられる。

残念ながら、本稿では、受給表現に関する授受動詞の意味変化などについての先学による研究成果(注19)を十分に生かすことができなかった。また、受給表現の発達は、絶対敬語から相対敬語へという待遇表現法の変化とも密接に関わっており、その点からも行為指示型表現を考察しなければならない。

本稿での結論は、いまだ仮説の域を出ないものである。ここに述べた仮説を検証し実証していくために、今後、各時代における「行為指示型表現」の実態を調査するとともに、受給表現・待遇表現法との関わりを考察することが課題となる。

注

(1) 引用は岩波新日本古典文学大系所収本によるが、印刷の都合上、漢字に付されたルビは一切省略した。また、繰り返し符号については、一字の繰り返し符号を「ゝ」（仮名）・「々」（漢字）で表記し、二字以上の繰り返し符号は当該の仮名・漢字に置き換えた。

(2) 姫野伴子「行為指示型発話行為の機能と形式」（『埼玉大学紀要〔教養学部〕』第二十三巻第一号、平成九年十一月）。引用した表は、その体裁の一部分に手を加えた。なお、本稿では、ほぼ姫野氏の術語に従うが、「行為指示型発話行為」「勧誘」をそれぞれ「行為指示型表現」「誘い」と言い換えた。

(3) ここにまとめたものは、原による要約である。

(4) 「てください」の実現する機能については、前田広幸「「～て下さい」と「お～下さい」」（『日本語学』平成二年五月号）、柏崎雅世「「(て) 下さい」について―行動要求表現における機能分析―」（東京外国語大学『日本語学科年報』十三号、平成三年十月）、同『日本語における行為指示型表現の機能―「お～／～てください」「～てくれ」「～て」およびその疑問・否定疑問形について―』（くろしお出版、平成五年二月）などに詳しい。

(5) 吉井健氏は、「「～してください」の用法―「命令・依頼・勧め」の関係」（『文林』三十四号、平成十二年三月）において、「命令」（本稿における「指示」）は、聞き手の存在さえ認められれば、聞き手の意志の如何を視野の外に置いて事態の実現を要求する表現であると言える」と説かれる。

(6) 古文献の引用などの四例は〔表3〕の用例数から除外した。

(7) 西田直敏「中世国語の命令表現―『平家物語』を中心に―」（『国語と国文学』第四十七巻十号、昭和四十五年十月）では、『平家物語』の「たまへ」について、「単なる「…給へ」は上位者から下位者に対しても用いられる程度の、ごく軽い敬意を表わす語となつていると言える」と説かれる。

(8) 注(7)文献。

(9) 各用例数は、「たてまつれ」十八例、「まゐらせよ」六例、「まうせ」四例である。

(10) 土井忠生訳『ロドリゲス日本大文典』（三省堂、昭和三十年三月）。引用は平成四年十一月、復刊第一刷による。

(11) 柴田敏「古典作品における要求表現の諸形式―命令形＋終助詞の各形式について―」（『日本語と日本文学』第八号、昭和六十三年一月）。

(12) 注(11)文献。

(13) 柴田敏「終助詞カシのモダリティ」（『小松英雄博士退官記念日本語学論集』

三省堂、平成五年二月）。ただし、終助詞「かし」の働きを「念押し」とする従来の説との関係をどのように考えるかについては、なお検討の余地があると思われる。この点に関しては、森野崇「終助詞「かし」の機能」（『辻村敏樹教授古稀記念日本語史の諸問題』明治書院、平成四年三月）などを参考に再検討してみたい。

(14) 注（11）文献。

(15) 森野宗明「依頼・懇請と助言・忠告の発話描写について」（「日本語学」第六巻七号、昭和六十二年七月）。

(16) 岡崎正継『国語助詞論攷』（おうふう、平成八年十二月）。

(17) 川上徳明「中古仮名文における命令・勧誘表現体系」（国語国文第四十四巻第三号、昭和五十年三月）。

(18) 山田孝雄『平家物語の語法』（宝文館、昭和二十九年十二月、昭和四十五年七月復刻）。

(19) 受給表現についての研究に、宮地裕「受給表現補助動詞「やる・くれる・もらう」発達の意味について」（『鈴木知太郎博士古稀記念国文学論攷』桜楓社、昭和五十年）、古川俊雄「授受動詞「くれる」「やる」の史的変遷」（「広島大学教育学部紀要」第二部第四十四号、平成八年三月）、同「日本語の授受動詞「下さる」の歴史的変遷」（「広島大学教育学部紀要」第二部第四十五号、平成九年三月）、米澤昌子「受給動詞の史的変遷」（「同志社国文学」第四十五号、平成八年十二月）などがあるが、「て＋たべ」については言及されない。

【引用文献】本論中に、覚一本『平家物語』以外の作品で引用したものは、次の文献に依った。『土佐日記』…小学館日本古典文学全集、『宇津保物語』…小学館新編日本古典文学全集、『落窪物語』…小学館日本古典文学全集、『源氏物語』…小学館日本古典文学全集、『宇治拾遺物語』…岩波日本古典文学大系、『沙石集』…岩波日本古典文学大系、『延慶本平家物語』…北原保雄他編『延慶本平家物語』勉誠社

【参考文献】注に引用したもの以外にも数多くの文献を参考にしたが、紙幅の都合上、一切省略させていただく。

【附記】本稿は、「日・英語の文法についての対照研究」という課題で、平成十五年度教育研究基盤校費「教育研究支援プロジェクト経費」の配分を受けて実践した研究成果の一部である。研究発表会の席上、共同研究を行ってきた小野米一・太田垣正義・藪下克彦・夫明美の各先生から有益な御教示・御助言を賜った。また、折々の機会に、田中雅和・山本真吾・佐々木勇・青木毅の各氏から示唆に富む御意見をいただくことができた。ここに記して御礼申し上げる。筆者の力不足から、それぞれの御教示を本稿には十分に取り入れることができなかったが、今後研究を進めていく中で生かしていきたいと考えている。

On Act-directive-Expressions observed in *Kakuichi-bon Text of "Heike Monogatari"*

Takuji HARA

This article is a part of the larger research on the diachronic transformation of internal structure of act-directive expressions in Japanese language. In this discussion, the author focused on *Kakuichi-bon Text of Heike-Monogatari* and pursued the following research questions.

1) As act-directive-expressions in *Heike Monogatari*, what kind of forms are observed?
2) Which functions of act-directive expressions does each form correspond with?
3) To comprehend the internal structure of act-directive expressions appeared in *Heike-Monogatari*.
4) Based on the above comprehension, to obtain the diachronic perspective of the transformation of the internal structure of act-directive expressions

From the analysis of the text, it is found out that act-directive expressions did not have forms of expression until the Heian Period that clearly specified who was the recipient of benefits, the speaker or the hearer. Rather, the forms of expressions specified which of the speaker or the hearer had the decision of implementation of an act. It is also revealed that a noteworthy form of request, "te+tabe/tabasetamae" was being used during the Kamakura period. In relation to the absence of subsidiary verbs to express receiving benefits in the Heian period, beginning of the use of request form may have a close relationship with the development of expressions of benefit-receiving.